

大阪市環境局メンタルヘルスケア連絡会設置要綱

制定 平成19年 4月 1日
改正 平成27年 4月 1日

(設置)

第1条 環境局にメンタルヘルスケア連絡会（以下「連絡会」という）を置く。

(目的)

第2条 連絡会は、職員のメンタルヘルスに関する事項について、現状・問題点の把握及び連絡調整を行うことを目的とする。

(職務)

第3条 連絡会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 心の健康づくりのための対策に関すること
- (2) 各職場における事態の把握、情報の収集、相談、連絡調整に関すること
- (3) 外部専門機関及び医療機関等との連絡調整に関すること
- (4) その他連絡会の目的達成に関すること

(構成)

第4条 連絡会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 職員課長
 - (2) 総務課長、環境施策課長、環境管理課長、事業管理課長、産業医
- 2 前項第1号に掲げる者を委員長とする。

(運営)

第5条 連絡会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局を職員課に置く。

(施行細目)

第7条 この要綱に定めるほか、連絡会の運営について必要な事項は、連絡会において定める。

(個人情報の保護)

第8条 連絡会における個人情報等については、これを第三者に漏らしてはならない。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。